

就学支援金の申請に必要なマイナンバーを提出できない方へのお知らせ

就学支援金の受給申請にあたって、所得確認書類としてやむを得ずマイナンバーを提出できない方は、お手数ですが、以下の方で所得確認に必要な書類を取得していただき、学校に提出してください。

【注意事項】

- マイナンバーを提出できない場合、**住民税の「課税証明書」**を取得していただく必要があります。
- 住民税の「課税証明書」の発行にあたっては、原則として手数料が発生します。
- 住民税の「課税証明書」で要件が確認できない場合、当該年の1月1日にお住まいの区市町村住民税担当窓口に別添1「補足様式」を提示し、審査に必要な金額の記載を依頼していただく必要があります。
 - ・「補足様式」の記載は、コンビニや出張所等の窓口では対応できない場合があります。
 - ・「補足様式」の記載は、申請日当日に対応できない場合があります。
 - ・学校の定める期日までに書類を提出できない場合、受給開始の遅れや、受給できなくなる場合があります。
- 課税証明書の郵送請求の方法、手数料の取扱い、対応可能な窓口など、手続きの詳細については、事前にお住まいの区市町村ホームページ等を御覧になるか、住民税担当窓口に御確認ください。

提出が必要な書類

申請内容や課税証明書の記載内容によって、以下の書類を提出してください。

No.	提出書類	提出が必要な場合
a	令和7年度住民税課税証明書 ※令和7年1月1日にお住まいの区市町村から取得	令和7年7月分～令和8年6月分（今年度卒業予定等の場合は3月分）を申請する場合
b	別添1「補足様式」 (高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）) ※当該課税証明書を発行した区市町村へ別添1・2を提示	別添1「補足様式」に記載された項目が、課税証明書で確認できない場合

（課税証明書の一例）※課税証明書の様式は区市町村によって異なります

令和7年度 特別区民税・都民税課税証明書

賦課日現在の住所 東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇号
氏名 都庁 太郎

相当年度	令和7年度 (令和6年中の所得)	社会保険料控除額	400,000	税額控除前所得割	240,000
給与収入額	7,689,000	配偶者控除額	330,000	調整控除	1,500
年金収入額		扶養控除額	660,000	所得割額	238,500
給与所得	5,720,100	基礎控除額	330,000	均等割額	3,500
*****	*****	*****	*****		
所得控除の内訳		*****	*****		
*****	*****	*****	*****		
*****	*****	*****	*****		
*****	*****	*****	*****		
*****	*****	*****	*****		
*****	*****	*****	*****		
*****	*****	所得控除額合計	1,720,000		
総所得金額等	5,720,100	課税総所得金額	4,000,000	合計税額	402,500
合計所得金額	5,720,100	上記以外の課税所得金額	0		

【住民税担当窓口での手続き】

※令和7年度住民税課税証明書の場合

- (1) 令和7年1月1日にお住まいの区市町村の住民税担当窓口において、高等学校等就学支援金の受給にあたり、課税証明書が必要である旨を伝え、課税証明書の交付申請をしてください。
- (2) その際、別添1「補足様式」とともに、別添2「住民税情報の提供協力依頼」を提示して、就学支援金の審査に必要となる項目が課税証明書に記載されているかどうかを確認してください。
- (3) 審査に必要となる項目が一つでも記載がない場合、別添1「補足様式」に必要事項を記載いただくよう依頼してください。

別添1「補足様式」

殿
(氏名) _____

別添1

高等学校等就学支援金に係る課税証明書(補足)

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があつた事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項(マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式B-002(地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報)」における定義によるものとします。(本人該当区分のうち「未成年」を除く。)については、下記の通りです。

令和___年度(令和___年分)の所得等

- 課税所得額(課税標準額) _____円
- 合計所得金額 _____円
- 総所得金額等 _____円
- 扶養親族の合計 _____人(※同一生計配偶者を含む)
(内、16歳未満扶養者数 _____人)
- 本人該当区分 ※以下のうち、該当するものに○
特別障害 その他障害 寡婦 ひとり親
勤労学生 未成年

(税額控除 内訳)

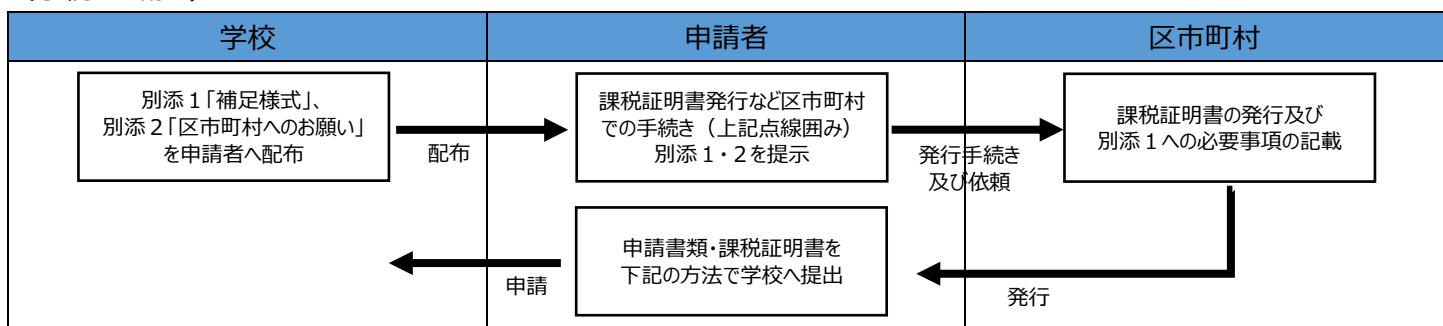
- 調整控除の額 _____円

※市町村民税相当分

日付 令和___年___月___日
市区町村名 _____
担当部局課名 _____

公印※省略可

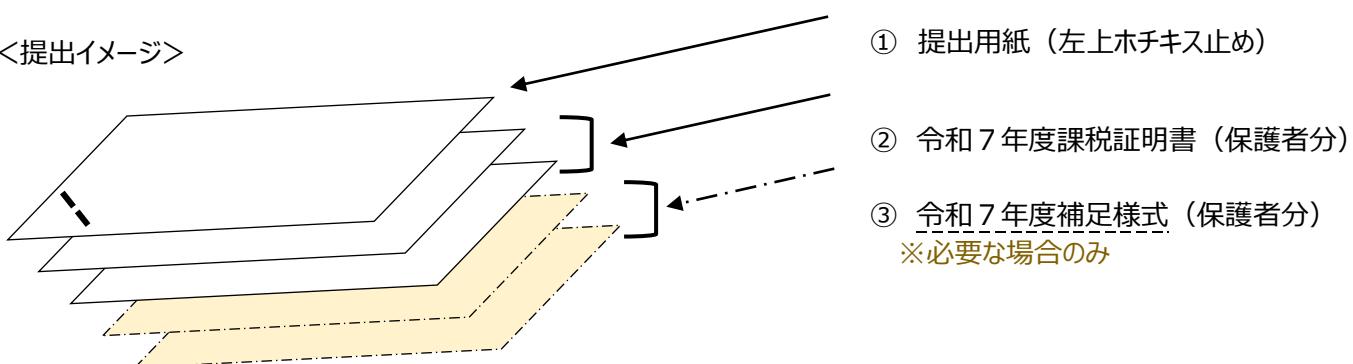
(手続きの流れ)



課税証明書等の学校への提出方法

課税証明書等を学校に提出する際は、別紙「提出用紙」を一番上に添え、左上をホチキス止めしてください。
ホチキス止めした課税証明書等は、学校に提出してください。

<提出イメージ>



(保護者に収入がある申請者が令和7年7月分から令和8年6月分(または3月分)までの申請を行う場合のイメージ)